

## 税務官署との間の協議会の設置について

昭和29年11月30日

29税第2,652号

総務部長

標記については、さきに「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」(昭和29年10月1日付29税第2,537号総務部長通達)により通達したところであるが、これが具体的運営に関する組織等については、おおむね別添によることとなつたので、次の事項に御留意の上、それぞれの事務所の実績に応じ、適切な運営を図られたい。

おつて、国税庁においても別添写のとおり同一内容の通達が発せられているので念のため申し添える。

### 記

1 「地区税務協議会」の設置については、早急に準備を進めることとし、すでに税務連絡協議会等、これと同趣旨の組織が設置されている場合には、関係税務署及び市町村と協議の上、努めてこれが活用を図るものであること。

2 「地方税務協議会」の設置については、本庁において関係税務官署等と協議の上おつて決定せられるものであること。

#### 税務官署との間の協議会の設置について国税庁と自治庁との了解事項

1 道府県単位に「地方税務協議会」を、税務署単位に「地区税務協議会」を設置することとするが、既にこれらと同趣旨の組織が設置されている場合には、その活用を考慮すること。

2 地方税務協議会及び地区税務協議会(以下これらを「協議会」という。)の構成員は、おおむね次のとおりとすること。

##### (1) 地方税務協議会

ア 国税局長、国税局の各部長及び関係各課長

イ 道府県知事、道府県の税務主管部長、税務主管課長及び地方課長

ウ 市町村の代表者

##### (2) 地区税務協議会

ア 税務署長、税務署の各課長及び次長

イ 地方事務所長(北海道にあつては、支庁長)又は税務事務所長及び税務主管課長

ウ 市町村長及び市町村の税務主管課長(又は税務主任)

3 協議会は、必要に応じ随時開催することとするが、さらに議題によつては、地方税務協議会について国税局管内の府県を連合した会議を開催することを考慮すること。

4 協議会においては特定事項を調査審議させるため、たとえば専門委員会のような協議会の構成員以外の事務担当者からなる機関を設けることを考慮すること。

5 協議会の事務運営上の連絡については、通常地方税務協議会にあつては道府県が、国税局管内の府県を連合した地方税務協議会にあつては国税局が、地区税務協議会にあつては税務署が当ること。

6 協議会等の庶務には、おおむね次に掲げる課、係等がそれぞれ当ること。

(1) 国税局においては、総務部総務課

(2) 税務署においては、総務課又は庶務課

(3) 道府県においては、税務主管課又は地方課

(4) 市町村においては、税務主管課係又はこれに準ずるもの

7 協議会の主要の協議決定事項については、必ず文書を作成し、重要なものは、随時当庁に報告すること。

8 協議会の経費は、国と地方団体とが負担するものとし、その負担額については、両者協議のうえ決定すること。